



平成26年11月12日  
運輸審議会審理室

## 本邦航空運送事業者16事業者からの混雑空港運航許可 申請事案に関する公示について

平成26年11月11日付けで、本邦航空運送事業者16事業者からの混雑空港（成田国際空港、関西国際空港、東京国際空港、大阪国際空港）運航許可申請事案について、国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありましたので、お知らせします。

なお、利害関係人は本日から14日以内（平成26年11月26日（水）まで）に、運輸審議会に公聴会開催の申請ができますのでお知らせします。

（注）利害関係人とは、事案の申請者、事案の申請者と競争の関係にある者等（運輸審議会一般規則第5条）のことをいいます。

### お問い合わせ先

運輸審議会審理室 調査官：林

主 査：長島

議事係長：庄司

（代表）03-5253-8111（内線 53515）

（直通）03-5253-8810

（FAX）03-5253-1676

○国土交通省告示第1082号

運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第15条第1項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成26年11月12日

国土交通大臣 太田 昭宏

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平26 第9002号	混雑空港運航 許可	日本航空株式会社	申請混雑空港 成田国際空港
平26 第9003号	混雑空港運航 許可	日本航空株式会社	申請混雑空港 関西国際空港
平26 第9004号	混雑空港運航 許可	日本航空株式会社	申請混雑空港 東京国際空港
平26 第9005号	混雑空港運航 許可	日本航空株式会社	申請混雑空港 大阪国際空港
平26 第9006号	混雑空港運航 許可	全日本空輸株式会社	申請混雑空港 成田国際空港
平26 第9007号	混雑空港運航 許可	全日本空輸株式会社	申請混雑空港 関西国際空港
平26 第9008号	混雑空港運航 許可	全日本空輸株式会社	申請混雑空港 東京国際空港
平26 第9009号	混雑空港運航 許可	全日本空輸株式会社	申請混雑空港 大阪国際空港
平26 第9010号	混雑空港運航 許可	ANAウイングス株式会社	申請混雑空港 成田国際空港
平26 第9011号	混雑空港運航 許可	ANAウイングス株式会社	申請混雑空港 関西国際空港
平26 第9012号	混雑空港運航 許可	ANAウイングス株式会社	申請混雑空港 東京国際空港
平26 第9013号	混雑空港運航 許可	ANAウイングス株式会社	申請混雑空港 大阪国際空港
平26 第9014号	混雑空港運航 許可	株式会社ジェイエア	申請混雑空港 成田国際空港
平26 第9015号	混雑空港運航 許可	株式会社ジェイエア	申請混雑空港 関西国際空港
平26 第9016号	混雑空港運航 許可	株式会社ジェイエア	申請混雑空港 東京国際空港

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平26 第9017号	混雑空港運航 許可	株式会社ジェイエア	申請混雑空港 大阪国際空港
平26 第9018号	混雑空港運航 許可	日本トランスオーシャン航空 株式会社	申請混雑空港 関西国際空港
平26 第9019号	混雑空港運航 許可	日本トランスオーシャン航空 株式会社	申請混雑空港 東京国際空港
平26 第9020号	混雑空港運航 許可	スカイマーク株式会社	申請混雑空港 東京国際空港
平26 第9021号	混雑空港運航 許可	株式会社AIRDO	申請混雑空港 東京国際空港
平26 第9022号	混雑空港運航 許可	スカイネットアジア航空株式 会社	申請混雑空港 東京国際空港
平26 第9023号	混雑空港運航 許可	株式会社スターフライヤー	申請混雑空港 関西国際空港
平26 第9024号	混雑空港運航 許可	株式会社スターフライヤー	申請混雑空港 東京国際空港
平26 第9025号	混雑空港運航 許可	Peach・Aviation 株式会社	申請混雑空港 成田国際空港
平26 第9026号	混雑空港運航 許可	Peach・Aviation 株式会社	申請混雑空港 関西国際空港
平26 第9027号	混雑空港運航 許可	バニラ・エア株式会社	申請混雑空港 成田国際空港
平26 第9028号	混雑空港運航 許可	ジェットスター・ジャパン株式 会社	申請混雑空港 成田国際空港
平26 第9029号	混雑空港運航 許可	ジェットスター・ジャパン株式 会社	申請混雑空港 関西国際空港
平26 第9030号	混雑空港運航 許可	春秋航空日本株式会社	申請混雑空港 成田国際空港
平26 第9031号	混雑空港運航 許可	日本エアコンピューター株式 会社	申請混雑空港 大阪国際空港
平26 第9032号	混雑空港運航 許可	アイベックスエアラインズ 株式会社	申請混雑空港 成田国際空港
平26 第9033号	混雑空港運航 許可	アイベックスエアラインズ 株式会社	申請混雑空港 大阪国際空港
平26 第9034号	混雑空港運航 許可	天草エアライン株式会社	申請混雑空港 大阪国際空港

## 参 考

### ○運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）（抄）

（利害関係人）

第5条 国土交通省設置法（平成11年法律第100号。以下「法」という。）第23条の規定による利害関係人とは、当該事案に関し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 許可、認可、特許、認定若しくは承認の申請者、同意を要する協議をした者又は行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをした者（以下「事案の申請者」という。）
- 二 事案において、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）の名あて人となるべき者
- 三 事案の申請者と競争の関係にある者

四～五 （略）

六 前各号に掲げる者のほか、運輸審議会が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者（件名表）

第15条 運輸審議会は、国土交通大臣から諮問されたとき、及び法第15条第4項の規定による勧告をするため調査を開始しようとするときは、その事案の件名（事案の種類、事案の申請者又は不利益処分の名あて人となるべき者及び事案の内容をいう。以下同じ。）に番号を付し、これを運輸審議会件名表（以下「件名表」という。）に登載しなければならない。

2・3 （略）

第16条 国土交通大臣は、件名表に登載された事項並びに件名表が改定されたとき、及び件名表から件名が削除されたときはその旨を、すみやかに告示するとともに、事案が不利益処分に係るものであるときは、当該不利益処分の名あて人となるべき者に対して、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一・二 （略）

2・3 （略）

（公聴会開催の申請）

第17条 第5条に規定する者（以下「利害関係人」という。）は、件名表に登載された事案について公聴会を開くことを申請しようとするときは、（中略）告示の日（件名表が改定されたことにより新たに利害関係人となつた者については、その告示の日）から14日以内に、次に掲げる事項を記載した文書を運輸審議会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 事案の件名及びその番号
- 三 理由及び利害関係を説明する事項